

中央区推奨土産品 Web 選定事業実施要領

第1 事業の目的

この要領は、一般社団法人中央区観光協会（以下「当協会」という。）が中央区内で販売されている商品を Web にて選定し、中央区推奨土産品（以下「推奨土産品」という。）として確立することで、中央区に訪れる多くのお客様の利便性や販売の促進を図るとともに、商品のブランド力を高め、もって観光・商工業振興に寄与することを目的とする。

第2 事業名

この事業にて選定された推奨土産品の名称は、「Central Tokyo Premium Selection」とする。

第3 推奨土産品の条件

推奨土産品は、「食部門」と「モノ部門」とし、以下の全ての条件を満たすものであることとする。

- (1) 「食部門」は JICFS で定める食品（生鮮食品を除く）であること。「モノ部門」は経済産業省で定める日用品・伝統的工芸品であること。
- (2) 土産品として持ち帰りができるものであること。
- (3) 商品は区内で購入でき、かつ以下のいずれかに該当するものであること。
 - ア 区内に本店（本社）があり、自社の商品であること。
 - イ 区内に本店（本社）はないが、中央区内でのみ購入できる自社の商品であること。
- (4) 毎年継続して販売されている商品であること。なお、風物などにちなんで季節限定で作られている商品を含む。
- (5) 当該推奨土産品の事業者が、当該推奨土産品として認定及び PR を受ける意向があること。
- (6) 当該推奨土産品の事業者が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める業種を営む者でないこと。

第4 推奨土産品の募集

- (1) 推奨土産品の募集は、期間を定めて Web で公募により行う。
- (2) 公募においては、自薦他薦を問わない。
- (3) 応募資格は以下に該当する者であること。
 - ア 日本国内在住であること
 - イ メールアドレスを所有していること
- (4) 公募においては、1人で部門ごとに最大 3 商品、合計 6 商品に応募できる。
- (5) 公募においては、1人1回（1アカウント）のみの応募とする。同一人が複数アカ

ウントから応募した場合は無効とする。

第5 推奨土産品の選定

- (1) 応募された商品は、投票用 Web サイトにて公開し、期間を定めて投票により部門ごとに選定する。
- (2) 投票資格は以下に該当する者であること。
 - ア 日本国内在住であること
 - イ メールアドレスを所有していること
- (3) 投票においては、1人につき部門ごとに最大3商品、合計6商品に投票できる。
- (4) 投票においては、1人1回(1アカウント)のみの投票とする。同一人が複数アカウントから投票した場合は無効とする。

第6 推奨土産品の認定及び認定期間

- (1) 投票の結果、第3の条件を満たし、部門ごとに投票数の多い推奨土産品の上位20商品、合計40商品を、「Central Tokyo Premium Selection」として認定する。
- (2) 認定される商品は一事業者につき一商品のみとする。
- (3) 認定期間は、公表日から3年間(3年後に実施する選定事業において認定する推奨土産品を公表する日の前日まで)とする。

第7 推奨土産品 Web 選定事業の宣伝・周知

宣伝・周知に当たっては、各メディア等を通じて配信を依頼する。また、当協会 Web サイトや Twitter、中央区観光情報センターの Web サイトや SNS を活用する。

第8 認定商品の公表・PR

認定商品に係る次の情報は、当協会 Web サイト及び中央区観光情報センター Web サイト、その他当協会が必要と認める媒体で公表・PRを行うものとする。

- (1) 公表
 - ① 名称及び写真
 - ② 販売店舗名(または事業者名)、所在地、電話番号、営業時間及び定休日
 - ③ 販売価格
 - ④ 商品の特徴
 - ⑤ その他、公表に同意した情報
- (2) PR
 - ① マスコミ等へのプレスリリース及び情報提供
 - ② その他、当協会が認める効果的な方法

第9 記念品の贈呈等

- (1) 「Central Tokyo Premium Selection」として、合計40商品に認定証を発行

する。さらに、各部門上位3商品、合計6商品には記念の楯を贈呈する。

- (2) また、各部門上位3商品に投票した方の中から抽選で6名様に物品等をプレゼントする。ただし、抽選の結果1人で複数の当選が認められた場合は、1当選のみ有効とする。
- (3) 当協会が当選者に連絡をした日から一週間経過して連絡が無かった場合は、当選を無効とする。

第10 認定商品の販売

認定商品は、事業者が希望する場合、中央区観光情報センター及び当協会において、次の条件をすべて満たす商品を販売することができる。

- (1) 中央区観光情報センター及び当協会の店舗設備で販売可能な商品
- (2) 中央区観光情報センター及び当協会における仕入販売条件について、合意可能な商品

第11 認定の取り消し

次の各号に該当する場合は、商品の認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 認定の条件に満たさないことが判明した場合
- (2) 認定商品の販売を廃止、または1年以上中止した場合
- (3) 「Central Tokyo Premium Selection」のブランド価値を低下させる行為があった場合や、認定商品以外の商品を認定品として取り扱った場合
- (4) 関係法令の違反や、品位、信用を著しく失う行為があった場合
- (5) その他、当協会が不当と認めた場合

第12 委任

この要領に定めのない事項で、事業運営上必要な事項については事務局長がこれを定めることとする。